

議案第96号

石岡市石岡駅西口交流施設条例を制定することについて

石岡市石岡駅西口交流施設条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年11月29日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

石岡市石岡駅西口交流施設を公の施設として設置し、当該施設に係る管理等について定めるため。

## 石岡市石岡駅西口交流施設条例

(設置)

第1条 石岡駅利用者の利便性向上及び中心市街地の賑わい創出のため、石岡市石岡駅西口交流施設（以下「交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
石岡市石岡駅西口交流施設	石岡市国府一丁目3番3号

(施設)

第3条 交流施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 休憩スペース
- (2) シャワースペース

(行為の禁止)

第4条 交流施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 交流施設の施設、設備等を汚損し、又は毀損すること。
- (2) ごみその他の汚物を捨てること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交流施設の利用及び管理に支障を及ぼす行為をすること。

(使用料の納入)

第5条 利用者は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。ただし、休憩スペースに係る使用料は無料とする。

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認められるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第7条 既に納入された使用料は返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償)

第8条 利用者は、故意又は過失により交流施設の施設、設備等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(市の免責)

第9条 この条例又はこれに基づく規則に定める利用者の義務の不履行による事故又は管理上の責めによらない事故については、市は一切その責めを負わない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正)

2 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年石岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「石岡市体験型観光施設朝日里山学校条例（平成20年石岡市条例第34号）」の次に「石岡市石岡駅西口交流施設条例（令和4年石岡市条例第 号）」を加える。

別表（第5条関係）

（単位：円）

区 分	使用料（1回当たり）
温水シャワー設備	100